

柏 福 指 内 第 5 0 号
平成 2 6 年 3 月 3 1 日

柏原市内指定共同生活介護事業者 様
柏原市内指定共同生活援助事業者 様

柏原市健康福祉部福祉指導監査課長

共同生活援助の一元化に伴う手続き等について（通知）

平成 2 6 年 4 月の法改正により、指定共同生活介護事業及び指定共同生活援助事業については、一元化されることとなり、現行のサービス提供の内容等が下記 1 のとおり改正されます。また、今回の改正に伴い所定の手続きを行っていただく必要がありますので、下記 2 を参照し、所要の手続きを行っていただきますよう、お願いします。

1 主な改正点

(1) 共同生活介護と共同生活援助の一元化

(現行)

指定共同生活介護事業

指定共同生活援助事業

(改正後)

指定共同生活援助

介護サービス包括型又は外部サービス利用型のいずれかを選択

《介護サービス包括型》

- ・現行の共同生活介護と同様に事業者が自ら支援を行います。
- ・世話人及び生活支援員の配置が必要です。

《外部サービス利用型》

- ・外部の居宅介護事業者と連携すること等による介護サービスの提供を行います。
- ・世話人の配置が必要です。(生活支援員は不要)

(2) サテライト型住居の創設

本体住居との密接な連携を前提として、1人暮らしに近い形態の住居の設置が可能となります。(入居定員 1 名、設備基準は同じ)

- ・本体住居から概ね 20 分以内
- ・主たる事業所から概ね 30 分以内

※詳細は、厚生労働省のHPに掲載されている主管課長会議資料をご確認ください。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/kaigi_shiryou/

平成 26 年 3 月 7 日実施 主管課長会議資料

(4) 障害福祉課/地域生活支援推進室/障害児・発達障害者支援室 分割版
資料 7 P 116 参照

平成 25 年 11 月 11 日実施 主管課長会議資料

(3) 障害者総合支援法の平成 26 年度施行について分割版 資料 3 参照

(3) サービス対象者について
障害支援区分に関わらず、サービス利用が可能となります。

(4) 加算の見直しについて

① 日中支援体制の評価の充実

(ア) 日中支援加算 (I) 【新設】

65歳以上又は障害支援区分4以上の障害者であって、日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、個別支援計画に基づいて行う昼間の時間帯における支援を評価する加算

(イ) 日中支援加算 (II) 【現行の日中支援加算】

予定していた日中活動サービス等を利用できなかった利用者に対する支援を評価する加算

② 夜間支援体制の評価の充実

(ア) 夜間支援体制加算 (I) 【新設】

夜勤を行う夜間支援従事者を配置している場合に算定

(イ) 夜間支援体制加算 (II) 【新設】

宿直を行う夜間支援従事者を配置している場合に算定

(ウ) 夜間支援体制加算 (III) 【現行の夜間支援体制加算 (II) と夜間防災・緊急時支援体制加算 (II) を統合】

常時の連絡体制・防災体制を確保している場合に算定

※平成27年3月31日までの経過措置として (ア) (イ) の両方を満たしている場合は、いずれか配置の割合が高い方で算定することができます。

※ (ア) (イ) (ウ) の複数の加算を選択することはできません。

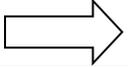
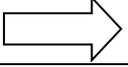
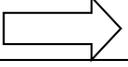
③ 医療が必要な者に対する体制の評価の充実

(ア) 医療連携体制加算 (V) 【新設】

看護師を配置 (病院等との連携も可) し、24時間連絡がとれる体制の確保、及び予め重度化した場合の指針を作成し、利用者等に説明・同意を得ている場合に算定

2 既に指定されている共同生活介護事業所及び共同生活援助事業所の必要な手続き

平成26年4月1日現在、指定共同生活事業及び共同生活援助の指定を受けている事業所については、共同生活援助事業所としてみなされます。

平成26年4月1日時点の事業所の種類	みなし事業所の種類
指定共同生活介護事業所	 指定共同生活援助 (介護サービス包括型) 事業所
指定共同生活援助事業所	 外部サービス利用型 指定共同生活援助事業所
指定共同生活介護と指定共同生活援助を一体的に実施している事業所	 指定共同生活援助 (介護サービス包括型) 事業所

ただし、上記の表以外の種類を選択することも可能です。

(1) みなし事業所に係る手続きについて

- (i) 指定共同生活介護事業所が指定共同生活援助(介護サービス包括型)事業所に移行する場合及び指定共同生活援助事業所が外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に移行する場合(対象:ケアホーム旭ヶ丘)

【必要な届出】

- ①運営規程の変更
- ②訓練等給付費の算定に係る体制(加算)の変更

【提出書類】

- ①変更届連絡票
- ②変更届出書(様式第4号)
- ③付表6及び付表6(別紙1)
- ④運営規程
- ⑤介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書(介給届)
- ⑥訓練等給付費の算定に係る体制等状況一覧表(介給14)
- ⑦加算等算定にあたり必要となる添付書類(介給別紙等)

※⑦の加算等算定にあたり必要となる添付書類については、今回の一元化以前より届け出ている加算等については添付書類の提出は不要です。1(4)の新設された加算及びこれまでに算定していなかった加算を新たに算定する場合は添付書類の提出が必要です。

【提出期限】

平成26年4月10日(木)

※ご多用のところ期限が短く申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

【提出方法】

事前予約のうえ来庁

- (ii) 指定共同生活介護と指定共同生活援助を一体的に実施している事業所が指定共同生活援助(介護サービス包括型)事業所に移行する場合

(対象:ホームなすび、ケアホームにじ)

【必要な届出】

- ①指定共同生活援助事業の廃止(共同生活援助が外部サービス利用型指定共同生活援助とみなされるため)
- ②運営規程の変更
- ③訓練等給付費の算定に係る体制(加算)の変更

【提出書類】

- ①(i)の①~⑦
- ②廃止届出書(様式第5号) <共同生活援助の廃止>
- ③指定書(原本)

【提出期限及び提出方法】 (i)と同様

※（i）（ii）以外の移行（例：指定共同生活介護事業所が外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に移行等）を検討している事業所については、状況によって提出書類が変更になりますので、福祉指導監査課までお問合わせください。

（2）サテライト型住居の追加を希望される場合の手続き
事前協議を行いますので、電話で予約の上ご来庁ください。

【問合せ先】

柏原市 健康福祉部 福祉指導監査課
TEL 072-971-5202（直通）